

吸収分割に係る事前備置書類

2025 年 4 月 15 日
株式会社アイモバイル
株式会社ふるなび電力

2025 年 4 月 15 日

吸収分割に係る事前備置書類

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
株式会社アイモバイル
代表取締役社長 野口 哲也

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
株式会社ふるなび電力
代表取締役 田中 俊彦

株式会社アイモバイル（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社である株式会社ふるなび電力（以下「承継会社」といいます。）は、2025年4月1日付で締結した吸収分割契約に基づき、2025年6月1日を効力発生日として、分割会社が小売電気事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

本分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割の契約内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本分割に際して、承継会社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。承継会社は分割会社の100%子会社であることから相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

（1）分割会社及び承継会社の計算書類等の内容

① 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証

券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）又は分割会社のWebサイトよりご覧いただけます。

<https://www.i-mobile.co.jp/ir/index.html>

② 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度はありません。

（２）分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

５．本効力発生日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務（分割会社が本分割により承継

分割会社及び承継会社は、本分割により分割会社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本分割後に予想される分割会社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本分割により分割会社から承継会社に承継させる債務のすべてについて、分割会社は連帯して保証いたしますので、当該債務に関する債権者が本分割によって不利益を被ることはありません。

６．事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書

株式会社アイモバイル（以下「甲」という）と株式会社ふるなび電力（以下「乙」という）は、甲が電力小売にかかわる事業に関して有する権利義務の全部を乙に承継させる吸収分割を行うことに合意し（以下「本件分割」という）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲はその経営する事業のうち、電力小売にかかわる事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務の全部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（権利義務の承継）

第2条 乙は、本会社分割により、本効力発生日（第5条に定義する。以下同じ。）に、別紙「承継対象権利義務明細表」記載の甲の資産、債務その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継する。

2 前項における債務の承継は全て重畳的債務引受とする。

（商号及び住所）

第3条 本件分割の当事者となる甲乙それぞれの商号及び住所は、以下の通りである。

甲（吸収分割会社）：株式会社アイモバイル 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号

乙（吸収分割承継会社）：株式会社ふるなび電力 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号

（乙が本会社分割に際して交付する対価）

第4条 本件分割に際しての対価は無償とする。

（本効力発生日）

第5条 本件分割の効力発生日は、2025年6月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要その他の事由により、甲乙協議してこれを変更することができる。

（資本金の額及び準備金）

第6条 本件分割により乙の資本金及び準備金は変動しないものとする。

（決議）

第7条 甲は、本契約の締結日までに本契約の締結及び本件分割の実施に必要な取締役会決議を実施する。ただし、分割手続の進行上の必要性その他の事由があれば、甲乙が協議して開催期日を変更することができる。

2 乙は、本契約の締結日に本契約の締結及び本件分割の実施に必要な取締役決定書を作

成する。ただし、分割手続の進行上の必要性その他の事由があれば、甲乙が協議して実施期日を変更することができる。

（善管注意義務及び財産管理）

第8条 甲は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって本件事業にかかる業務執行及び財産管理・運営を行う。

2 甲は、財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある事項を行う場合、あらかじめ乙による書面による同意を得るものとする。

（分割条件の変更及び本契約の解除）

第9条 本契約の締結後本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、対象事業の財産状態若しくは経営状態又は承継対象となる権利義務に重大な変更が生じたとき、又は、本会社分割の目的の達成に重大な支障となる事態が生じたときは、甲と乙は協議のうえ、必要に応じて本契約を変更し、又は本会社分割を中止することができる。

（秘密保持）

第10条 甲及び乙は、本契約にもとづいて互いに知り得た情報を厳重に管理し、第三者へ漏えいしない。

（規定外事項）

第11条 本契約書に定めのない事項については、甲乙それぞれが誠実に協議して定める。

以上

本契約成立の証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

2025年4月4日

甲：東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
株式会社アイモバイル
代表取締役社長 野口哲也



乙：東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
株式会社ふるなび電力
代表取締役社長 田中俊彦



別紙 承継対象権利義務明細表

■固定資産・流動資産・知的財産権

- ・特に無し

■債権債務

- ・本契約締結日において本件事業に関して甲が有する債権及び債務

■契約上の地位

- ・本件事業の運営に関して甲が本契約締結日時点において取引先（電力需要家及び業務提携先、業務委託等）と締結済の契約。なお、承継対象となる雇用契約は存在しない。

■その他

- ・本件事業に関する顧客リスト、業務マニュアルその他事業上の資料や情報

以上